

○鎮目保育指導専門官 定刻となりましたので、ただいまから「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」第9回を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、専門委員会の運営に当たり委員の皆様へお願いがございます。視覚・聴覚障害をお持ちの方等への情報保障の観点から、御発言等をされる場合には、1、発言者は挙手をする。2、挙手をした発言者に対し、委員長から指名をする。3、指名を受けた発言者は、氏名を名乗ってから発言するという運営を徹底したいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第、資料1～4、参考資料1と参考資料2-1～2-3となっております。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

なお、秋田委員、木戸委員、堤委員、山縣委員、和田委員におかれましては、本日は所用により御欠席と伺っております。

また、砂上委員については、遅れて御出席との連絡をいただいております。

なお、カメラの撮影はここまでとさせていただきますので、報道関係の皆様におかれましては、御了承のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、以降の議事進行につきましては、汐見委員長をお願いいたします。

○汐見委員長 それでは、第9回の児童部会専門委員会を始めたいと思います。

今日は、お手元の議題で、改定についてとその他ということですので、要領よく進めてまいりたいと思います。

最初に、議題(1)「保育所保育指針の改定について」ですが、資料の順番どおり、まず0歳児保育の「領域」のイメージに関して、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○馬場保育指導専門官 失礼いたします。お手元の資料1「0歳児の保育の『領域』のイメージ」という横長の資料をご覧ください。

この資料1は、0歳児保育の領域をイメージしたものでございます。保育現場の指導計画などの実践事例を分析し、作成させていただいております。養護と教育が一体になっている図を図示したものであるということで、ベースに「養護」を表しております。

0歳児は生涯にわたる人格形成にとって極めて重要であり、0歳児からの積み重ねが大切であると考えております。また、領域はもともと重なっており、生活や遊びを見る視点や発達の側面でもあります。0歳児の領域とは、前倒しではなく、全てが重なっているようなものが年齢を重ねるにつれて、だんだんと分かれていくと認識しております。0歳児の保育については、領域が重なり合いながら展開されていると委員の先生方からも御意見を頂戴しております。

今回のイメージは、「乳児の健やかな育ちを支える」「乳児と気持ちを通わせる」「乳児の

感性の芽生えを促す」の視点で整理しております。

0歳児は生命の保持が大変重要であり、健康については関わりが強いと考えられます。また、0歳児は保育士とのかかわりの中で気持ちを通わせ、愛情や信頼感を持ち、言葉がけを通じて人間関係を構築する働きかけを包括した形で実践していると考えられます。また、言葉は人的な環境が大変重要と認識しております。保育士が表現につながるような環境を構成することで、0歳児はさまざまな環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、感じたことを表現すると考えております。また、感性の芽生えを促していることにつながると考えております。

今回のイメージは、保育現場の実態に即したものであり、0歳児の保育の質の向上につながると考えております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

簡単に補足させていただきますけれども、今回の保育士の改定で、平成20年の改定の際に13章を7章にするという大綱化の方針を受けて、なるべく簡素にするということで、13章の中の年齢ごとの保育の章を割愛して、今の第3章、保育の内容、年齢を区別しないで5領域で説明するという書き方になっているわけですが、5領域そのものは幼稚園でつくられたものがベースですので、どうしても3、4、5歳児が中心になっている。0歳も1歳も2歳も5領域を大事にはするのだけれども、どうしても0歳ではそのままでは使いにくいところがあって、今回、別に節立てするということですので、そこを少し使いやすい形の表現に変えようと、それがこの間の努力の背景にあるわけです。それをつくっていただいたのがこういう形で、5領域の言葉は残すけれども、2つをくっつける形で、言葉・人間関係とは違う対人コミュニケーションのほうですが。もう一つ、表現・環境のほうは、環境への積極的な意欲、働きかけのほうで、それをベースに体ということを置いた方が0歳児としては使いやすいのではないかと御提案です。

御意見をいただきたいと思います。御自由によろしくお願いします。

大方委員、お願いします。

○大方委員 いろいろと事務局でまとめていただいて、ありがとうございます。

質問になるのかもしれないのですが、5領域はそもそも遊びを通して、環境を通してということで3歳以上も位置づけられていると思いますので、0歳児のときにも真ん中はあくまでも遊びの中でのことであるということも位置づけておかないと、0歳児だけが遊びではなくということにならないようなことが要るのかなと思いました。

それから、5領域ということをもし意識するとしたら、0歳は3歳以上の5領域が、それこそ養護と教育の一体化と言われるように、もっと種の時代というか、芽生えの時代ということがわかるように、3歳以上で少し領域が広がるとしても、0歳はもうちょっと5輪のマークが1つにまとまったような、そして3歳以上でだんだん分化していくようなイメージのほうが、保育をする方にもわかりやすいのではないかと。そうしないと初めから

0歳にも3歳以上のことを持つてくるというイメージになってしまうと、せっかく今回の乳児を大事にしようということから少し誤解が出るかなと思いました。

それから、3つせっかく書いてくださっていて、3歳以上に関しても3つ出ているのですけれども、その3つとこの3つが言葉上だけではつながっていないように思うのですが、あえてつながっていないのか、たまたま3対3なのか、つながっているならつながっているというイメージで、0歳からむしろボトムアップで上がっていかねばいけないと。むしろ0歳のほうが根っこで大事にするとしたら、もしつなげるとすれば、そこをもう少し意識した書きぶりにしたほうがいいのかと思いました。

言葉だけを見ると、「気持ちを通わせる」とか「促す」とか「支える」とか、割と大人主導のようなイメージもあるので、0歳といっても随意運動等で乳児の主体性もあるので、もうちょっと交流するようなイメージのほうがよろしいのかなと思いました。

以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

寺田委員、お願いします。

○寺田委員 東京成徳短期大学の寺田でございます。

0歳児保育のイメージについて丁寧な御説明をいただき、ありがとうございました。今回の内容についてですけれども、先ほど馬場専門官からも詳しく御説明いただきましたけれども、子どもは人との関わりを通して、はかり知れない多くのものを学びます。特にその中でも言葉の習得に関しては、大人との関わりが大きな影響を与えます。特に、保育士は、子どもがいかにか人と関わり、言葉に興味を持つようになるか、その視点に立ち保育を展開していくことが大切であると言えます。これは皆様も言わずもがなで御理解いただいていると思いますが、例えば、保育士が子どもに繰り返し丁寧に関わるようにすることは、やがて愛着を持ち、大好きな人の言葉をまねてみようとしみます。その方法は、言葉だけであったり、表情であったり、身振り手振りの表現であったりします。つまり、保育士の一挙手一投足の中で子どもは言葉を発声し、認識していくわけですね。もちろん保育士は、言葉の発達の支援と人間関係の構築の働きかけを合わせて行っていたりするというようなことが十分に加味されて、この図になってきているのだなと感じております。表現活動になるような指先の運動の発達を促す意図で環境構成を行っていたりするというようなことが、補足説明されていくことが大事だなと感じています。

とても丁寧にまとめていただいてありがとうございます。感想でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

村松委員、お願いします。

○村松委員 村松です。よろしくお願いします。

私もこの図を見て、0歳児からの養護と教育、教育の部分がきちんと御理解いただけているということ、そして、それがちゃんと可視化されたことに関しては非常によかったなと思っています。

先ほどありました養護のグラデーションの意味はありますかと、右が薄いのは何でだろうねと実は仲間たちとも話をしたのですが、そうではないということで安心したところです。養護というところがちゃんと基本にあって、その上にあるということがここで示されたということは、なるほどこういうふうには書くとわかりやすいのかなと思いました。

今後、指針が施行されたときに誤解を招かないためにも、この図はどこかで解説書の中に盛り込まれるのか、それとも啓蒙活動される時にこれを使うのか、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○楠目企画官 ありがとうございます。本日は、まず皆様方にイメージを共有いただくために、とりあえず事務局でこれまでの御意見も踏まえたものをつくらせていただきました。最終報告でも入れるべきだということであれば、今日の意見なども踏まえて、さらにグラデーションをきちんとした上で、いろいろなところで必要があれば入れていくようにしたいと思いますが、今日のところはとりあえず、たたき台ということで提出させていただきましたので、まだ先の用途について決めているものではございません。

○村松委員 ありがとうございます。

先ほどもお話がありましたが、輪がもうちょっと寄り合ったほうが、さらに0歳児の保育のイメージが強くなるかなと思います。私たちが現場で0歳児の計画を立てるときには生活と遊びというくくりで計画を立てることが多々あるので、その意味では5領域の部分をもうちょっとキュンとまとめるということもありなのかなと思いました。ありがとうございました。

○汐見委員長 ありがとうございます。

それでは、阿部委員、お願いします。

○阿部委員 大妻女子大学の阿部と申します。

まとめていただいてありがとうございました。当たり前のことなのですが、領域のイメージなのでこれでいいかなとも思うのですが、領域は生活や遊びを見る視点だとか発達の側面と説明されるわけですが、そこがわかるようにこの図の下に生活や遊びとか入ったほうが、よりわかりやすくなるのかなと思いました。領域のイメージなのでこれでいいのかなとも思うのですが、誤解がないようにと思うと。養護が際限なく広がっているのですが、こういう図なのですか。その下に書いていただくと、生活や遊びというところで、こういう養護と領域の関係ですということを示したほうがわかりやすいかなと思いました。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。三代川委員、お願いします。

○三代川委員 三代川です。

私も、0歳児の保育の領域のイメージを拝見して、すごくわかりやすいなと感じました。感想になってしまうのですが、今、現場でも0歳児保育の中でも5領域をもとにした計画という形で立ててはいるのですが、やはり重なり合っている部分が非常に多くて、

指導計画を書くところにちょっと苦勞していたりする部分もあります。このように3点の大きな項目があって、それにまた5領域があるというように整理されると、指導計画も立てやすくなってくるのではないかと思いました。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

実際に、文章を書くときにどうするか、もう一段落工夫が必要になってきますけれども、イメージは大体こういう形で伝わっていくのではないかということになりますね。

阿部委員、もう一回お願いします。

○阿部委員 できたらなのですが、これは養護が下敷きになって領域が浮き上がった図になっているのですが、どう描いていいかわからないのですが、この反対の図もあつたら養護と教育が一体的というのがわかりやすくていいのかなと。養護が図になって、地に領域があるみたいな。どうやって描けばいいのかしらと思いつつながら。できればです、済みません。

○汐見委員長 おもしろいというか興味深い意見ですが、大変ですね。とってもよくわかります。平面で描くから大変なのかもしれませんね。立体にしてしまったほうがいいのかもかもしれませんね。

あらゆる保育活動のベースに養護ということ、つまり丁寧に温かく、優しいというかわり、それから、人の世話を丁寧にやるということも前提ですよということで、その上で子どもの遊びと生活はきれいに分けられないかもしれませんけれども、例えば、おむつをかえるときだって声をかけたり、まなざすという行為があつて、そこでも育つものがあるわけですから、遊びと生活という形で生きている領域の中で全部これをやるんですよというために、今御意見いただいたような、どこかにこれを全部包むものとして、遊びと生活という中でこの5つだということで、それと養護というのは全部かかっているというのを同一の平面で描くとちょっと誤解があるからということで、大変難しいテーマですよ。事務局に努力してもらいましょうとしか言えませんが。

でも、大体こういう形のほうが0歳にとってはわかりやすいという御意見が共通に出たということだったら、早急に進めていきたいと思うのですが、今、大方委員からは言葉についてもう少し工夫したらどうかという御意見もございましたので、それも受けてやっていただきたいと思います。

ここで全部議論するとなかなか際限なくなってしまうと思いますので、大体こういう方向でということでもよろしいでしょうか。また御意見があつたらメールでもいただければと思います。

では、大方委員、もう一度お願いします。

○大方委員 何回も言って申しわけないのですが、これはあくまでも遊びを見るときに阿部委員がおっしゃった視点としての5領域なので、0歳は特に領域別保育をするわけではないので、0歳というなら、より生活活動になってくると思いますので、生活活動がだん

だん分化して遊びが出てきたときのまなざしとして、こういったことも当然芽生えに入っているということで、こちらがバンと出てくると0歳から領域別に何かしなければいけない、そうするとカリキュラムをつくるときにも困るし、より学校的な内容を0歳でやってもらうような誤解もあってはいけないので、その生活部分の基本を大事にさせていただけたらありがたいと思いました。

以上です。

○汐見委員長 もともと5領域に変わったときから5領域別に目標を立てて保育するというのではなくて、実際の遊びの中で何が育っているのかというときの評価の視点として大事にしていこうということでしたし、そこから逆にこういうものが弱いよねということが出て、そこからカリキュラムに反映することはあるとは思いますが、その辺はもう一回はつきりするようにということです。ありがとうございます。

では、そういう点も含めて、また御意見がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、続きまして「幼保連携型認定こども園の保育に関する追加事項について」、これも事務局からお願いいたします。

○楠目企画官 よろしくお願いたします。保育課企画官の楠目でございます。

資料2と資料3を用いて御説明させていただきたいと思います。まず、資料3をご覧くださいただければと思います。

背景等を御説明させていただきますと、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の内容について定めております、幼保連携型認定こども園教育・保育要領につきましては、内閣府、文部科学省、厚生労働省の3府省の共同告示によって定められているところでございます。このうち幼保連携型認定こども園の保育の内容に関しましては、保育所保育指針との整合性を図ることとされておりまして、これまでの本専門委員会における議論につきましては、幼保連携型認定こども園の保育の内容を改定する際にも踏まえらるべきものと考えているところでございます。

ただ、一方で、幼保連携型認定こども園の特に配慮すべき事項など、教育と保育にまたがるようなこちらの専門委員会だけでは検討が難しい事項につきましては、幼保連携型認定こども園の制度を所掌する内閣府の下で検討を行っておりまして、資料3にありますとおり、去る10月5日に「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」におきまして、審議のまとめ案がとりまとめられているというのが現在の状況でございます。

なお、御参考までに資料3の12ページをご覧くださいただければと思いますけれども、こちらの検討会には本専門委員会からも汐見委員長、秋田副委員長を初め9名の方、また、児童部会の大日方委員などにも御参加いただいておりますのでございます。

こうした状況を踏まえまして、本保育専門委員会の最終報告の際に幼保連携型認定こども園

も園の保育に関する事項について、追加すべき事項としてたたき台をまとめさせていただいたのが資料2となっており、資料2をご覧ください。資料2をご覧ください。

「幼保連携型認定こども園の保育に関する追加事項（たたき台）」という資料でございますけれども、こちらは保育専門委員会の8月の中間とりまとめに含まれているものも相当ございますので、それ以外に特に幼保連携型認定こども園の保育について、本専門委員会でも少しまとめに入れておくべきかなと思われることにつきまして、事務局で御準備をさせていただいたものでございます。

大きく3つございますので順次御説明させていただきたいと思っております。

1つ目が、「幼保連携型認定こども園における保育の内容について」という項目を追加してはいかがかということでございます。こちらは保育所との関係の整理を主にしているものでございますが、まず、1つ目の○にございますけれども、先ほどの御説明と重複しますが、幼保連携型認定こども園における保育の内容については、幼保連携型認定こども園教育・保育要領で定められており、保育所保育指針との整合性の確保が必要であるということ。また今後、教育・保育要領の改訂がなされる際には、中間まとめの章に記載されている保育所保育指針改訂の方向性を踏まえた改訂が行われることが必要ということに記載してはどうかと思っております。

2つ目の○といたしまして、一方で、認定こども園には在園時間や日数が異なる多様な子どもが在籍していることや、3歳児からの新入園児が多くいるなどの特色があることから、今の中間まとめに入っております事項に加えまして、これらの認定こども園の特色について留意した改訂が行われるべきということで、具体的には以下に書かれております2つの事項について盛り込んではいかがかという内容としております。

2つ目の項目でございますが、「多様な子どもが在園していることへの配慮について」ということで、認定こども園においては在園時間等、一日の生活リズムの異なる子どもが一緒に生活しているという特色を踏まえまして、例えば、活動内容や時間の選択肢を増やすなど、個々の実態に即した生活ができるようにするなどの配慮をすることが重要であるということ。

また、保育を必要とする子どもと短時間で降園する子どもとの人数比や保育室の配置などで、一日の過ごし方や環境の作り方が変化することから、それぞれの園の状況によって子ども一人一人の一日の生活の流れを考えた創意工夫が必要であるということ。

また、保育の時間と教育課程に係る時間の内容は切り離すのではなく、緩やかに関連を持たせながら、それぞれの時間帯ならではの経験ができる内容を積極的に位置づけることが重要であること。そのための環境構成の工夫や教材研究、担当職員間での緊密な連携等も重要であること。

こういったことにつきまして、先ほどの幼保連携型認定こども園の検討会の審議のまとめにも入っている中の、特に中間まとめでは入れていなかったところについて、こういったことを少し盛り込んでどうかと考えているところでございます。

最後の項目ですが、「2歳児から3歳児への移行に当たっての配慮について」ということで、幼保連携型認定こども園においては、3歳児から入園する子どもも多いことから、これらの子どもの3歳児までの育ちの理解や受け止めなど、家庭との連携の下で、発達の連続性を大事にしながら配慮していくことが重要であるということ。

それから、園内で2歳児から3歳児へと移行する子どもが安定して過ごせることが、3歳からの新入園児の安定にもつながるということ。このため、受け入れる場や人の連続、担当職員との連携など、2歳児から移行する子どもが安定して過ごせるように配慮することが重要であること。

こういったことをこちらの保育専門委員会の最終報告にも盛り込んではいかがかということによって挙げてさせていただいております。

これらの事項につきましては、本日の御議論も踏まえまして最終とりまとめの際に、イメージとして1つ章を立てた上で入れてはいかがかと事務局としては考えているところでございますので、御審議のほどよろしくお願いできればと思います。

以上でございます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

今の御説明にございましたように、10月の初めに幼保連携型認定こども園の教育・保育要領の改訂に向けての基本方針の文章が既にできているわけですが、このメンバーの中からもかなりの方が参加して下さったのですが、さらに幼保連携型認定こども園の教育・保育要領というのは、幼稚園教育要領及び保育所保育指針をこういう形でこうした上で、こども園に独自のテーマを入れ込んでいくという構造で作ることになっておりますので、私たちもちゃんと関心を持って、もう少しこういうものを入れたほうがいいのではないかと、いう形で最終まとめをつくって、それを反映させていただくという段取りになっております。その追加として、こういうものも入れていただいたらどうかということの御提案です。

御意見をお願いいたします。それでは、岡村委員、お願いします。

○岡村委員 認定こども園ポプラの木の岡村です。

保育所保育指針の内容の中に、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の検討された事柄も取り入れてというのは、私はその方向性でいいのだろうと思います。これまで幼稚園教育要領、保育所保育指針の2本でこの社会の中の子どもたちを支えようということをやってきたわけですが、実際には子どもたちの生活や家庭の状況が多様になっていく中では、もう幼稚園・保育園という機能で包むよりも、全ての家庭に寄り添える幼保連携型認定こども園が、これからの少子化が進み人口減少が進む社会の中では、より効果的に地域を包めるのではないかと、いうことを私も期待するわけですが、その中で、幼稚園、保育園、認定こども園がそれぞれバラバラではなくて、同じ国の中の子どもたちが同じような育ちが保証されることが最も大事なことだということの中では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の検討会で検討されている事柄も、この保育指針の検討会で受け止めて、実は保育所にもこれに類似する課題があるということに気づきながら取り入れていくこと



は必要なのだらうと思います。

特に、新制度が昨年度から施行されて、保育所の中でも短時間の利用と標準時間の利用の子どもたちがいる中では、早く帰る子どもたちがいるわけです。短時間で家庭に帰っていく子どもたちがいる。これは今まで幼稚園では、お昼過ぎに帰る子どもたちだけではなくて、夕方まで過ごす子どもたちがいるという長時間化が進んでいるのと同じように、保育所も短時間の保育の必要性にも対応できるように切りかえてきているわけで、多様な家庭の状況、社会の状況に対応する中で、実は様々な子どもたちの保育に対応できるような機能を備えてきているということなのだらうと思います。

ということは、子どもたちはそういう社会の多様性の中で、家庭の多様性の中で、一人一人が違った生活スタイルで生きている。それをどうやって私たちの施設保育がカバーしていくのかということを考えてときには、ここで言われている長時間と短時間の子どもたちがいるよということであるとか、あるいは今であればだんだん保育ニーズがやわらかく受け止められるようになってきましたから、2歳の途中からとか1歳の後半からとか、そういう年齢から集団の中に入ってくる子どもたちも本当に率としては上がってきていますので、こういう集団に慣れている子どもと慣れていない子どもと一緒に生活し始めていく場所ということにも思いを向けていく必要がある。そういう意味では、決して認定こども園の課題は認定こども園だけのものではなくて、幼稚園・保育園でも受け止めるべきものがあると思いますし、この内容はぜひ加えていただきたいと思います。

○汐見委員長 ありがとうございます。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木みゆきです。

私も、今、岡村委員がおっしゃったように、本当に多様化している中で、今回の改訂は一人一人を大切にするといいところが実現を目指しているというところでは、とても大切な内容だと思いますので、いいと思います。

1つだけ質問させてください。多様な子どもが在園していることへの配慮の2つ目の○3行目なのですが、「子ども一人ひとり」と「ひとり」が平仮名なのですが、これまでの指針も要領も漢字なのですが、これは平仮名なのでしょうか。

○楠目企画官 御指摘ありがとうございます。こちらの資料をつくった際には、基本的に資料3でまとめていただいているものの中で、これまでの中間まとめに入っていなかった部分を中心に入れさせていただいているのですが、その表記をもしかしたらそのまま持ってきているかもしれませんので、中間まとめと文言の整理ができていない部分があるかもしれません。そこはこれまでの中間まとめの記載に最終的には合わせて、文言の文章化などもちゃんとしなければいけないので、最終に盛り込む際にもう一回確認させていただきたいと思います。両方用いている場合はあると思いますが。

○汐見委員長 ありがとうございます。

では、清水委員、お願いします。

○清水委員 清水です。よろしく申し上げます。

「多様な子どもが在園していることへの配慮について」の3つ目の○、「保育の時間と教育課程に係る時間の内容とは切り離すのではなく、緩やかに関連を持たせながら、それぞれの時間帯ならではの経験ができる内容を積極的に位置づけることが重要。そのための環境構成の工夫や教材研究、担当職員間での緊密な連携等も重要」という部分ですけれども、これは恐らくこちらの中間とりまとめの「教育的活動の意識的な設定」というところに対応づけていただいていると思います。そうすると、中間とりまとめの段階ではそこまで踏み込んだ書き方ではないですけれども、こちらでは主体的な遊びを中心とした教育的活動の時間の設定を意識した保育の計画を立てることが重要であるというレベルの書き方になっていますが、今後ここで言うところの「環境構成の工夫や教材研究、担当職員間での緊密な連携等」に該当する部分なども入ってくると、最終とりまとめのところで生きてきて、より整合性がとれるのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

○汐見委員長 文章の工夫上どこに書くかということも含めての御提案なのですが、今、清水委員がおっしゃってくださったのは、我々が策定している中間とりまとめの中で、もう少し教育的な姿勢を鮮明にするというか、あそこだけ置いてしまうと、保育園はもっと教育しなければいけないのですかととられかねない。その中味をもう少し丁寧に書くという形でつなげていくのに、この文章がうまく生かせるのではないかということだと思います。よそで私もそういう質問を受けました。保育はもっと教育するのですかと。そんな形式的なことではないのですがと言っても、文章は勝手にひとり歩きしてしまいますので。

○楠目企画官 御説明が不十分だったかもしれませんが、あくまで今回盛り込むのは幼保連携型認定こども園の保育に関する事項という形で入ってきますので、ここに書いてあることは幼保連携型認定こども園の保育の中で特に留意すべきことになってくると思いますので、それがそのまま保育所のほうまでということではないと思いますが、こういう姿を保育所のほうでも御参考にできるというのは岡村委員におっしゃっていただいたとおりでと思いますので、そういう意味では参考になろうかと思います。

○汐見委員長 そういう御意見が出たということでぜひ。

では、大方委員、お願いします。

○大方委員 今おっしゃったところは2つの考え方があって、これをそっくりこども園として受け止めて、どこかの章に入れていくのか、このことも踏まえつつ保育所保育指針のほうは、就労支援としても多様な働き方の保護者に対応していく場としての位置づけが特徴になってくるので、その上でこども園の場合もあり、小規模から移行する子どもさんもあり、多様な働き方の多様な生活文化の子どもがともに生活するというこの意味を踏まえた保育であったり、生活活動という、その辺の書きぶりはどっちを向いていくかによって若干文章は変わってくるのかなという気はいたしました。

○汐見委員長 どこに書くかということもありますね。

では、村松委員、お願いします。

○村松委員 先ほどの「一人ひとり」の書き方もわかりましたが、指針のほうは「子ども」と書き表していますし、幼保連携型のほうは「園児」と書いてあったりするのですが、その書き分けの意図はありますか。

○汐見委員長 何か答えられますか。

○楠目企画官 まず、児童福祉法上の考え方の中では「乳児」や「幼児」という書き分け方がされるべきだと思います。それをトータルで表すときは、従来から指針では「子ども」と示していると思いますので、指針はそういう整理になっています。

あと、認定こども園や教育要領もそれぞれ上位の法律がありますので、それを踏まえる形で恐らく表記はされているのではないかと思います。

○汐見委員長 ありがとうございます。

では、安達委員、お願いします。

○安達委員 認定こども園せんりひじり幼稚園・ひじりにじいろ保育園の安達です。

幼保連携型認定こども園の現場で感じている難しさとしましては、3歳児のところで3号から上がってきた子と新たな学級を組むという子ども同士の問題と、いわゆる就労している保護者の御家庭と、就労していない保護者の御家庭というあたりの難しさの配慮ということも少し入れておいてもいいのかなと思います。幼稚園の文化として、子ども中心に保護者の方が集って、自分の子育てを見直したり、親として育つ文化というのは大事にしないといけない反面、昼間にしかしないと2号の子どもの保護者の方は参加できなかったり、逆に、園で何かボランティアでやるというときに全然協力しないではないかということも起こったりということはちらほら聞こえてきてまして、そのあたりの義務・権利の両面から少し配慮する必要があるということを入れておいてもいいのではないかと思います。

それと、幼保連携型になったときに保育所から移行された園で、たまに1号担当の保育教諭の方が完全にシフトに入ってしまうということがあって、本来は1号の担当であれば、子どもたちが帰った後に教材研究とか研修できる時間が保証されていたはずなのに、シフトに入ってしまったら全くそういう機会がないと。結局、そういう方がいることで園として教材の研究が進んだり、代表として研修に出たり、あるいは特別支援の子とのさまざまな機会を、逆に完全に入れてしまうことで園としての充実を妨げることにならないかなとすごく懸念しておりまして、1号がいるということ、学級という概念、そのあたりは少し記載しておいてもいいのかなと思ったりしております。

以上です。

○汐見委員長 それは、認可園のほうはどうですか。保育指針の場合に、今の議論は多様な働き方と今回は保育を必要とする人が利用することになっていますから、実際に働いていなくても必要としている方がたくさん入ってくるということで、実際に働いている人とそうではない人が保護者にいるということは、認可園と余り変わらないことが起こってくるということで、そういうことについても少し配慮した書き方が必要ではないかという御

意見だと思います。

あとどうでしょうか。岡村委員、お願いします。

○岡村委員 今の安達委員の御発言に関連するのですが、保育所保育指針なのですけれども、保育所型認定こども園は基本的に保育所認可の中でやっていきますので保育所保育指針で運営するのが基本、そして認定こども園は教育・保育要領を参考にしながらということなのだろうと思いますが、そこには保育所型認定こども園には1号認定が規定された利用定員の分存在するのだと。そうすると、保育所の中でも先ほどの働いていないお母さんと働いているお母さんの間に壁ができてしまうということが起こり得ると思います。そこは関連性の中で参考になるような形でということでも記載することができればいいのではないかと思います。

○汐見委員長 ありがとうございます。ほかに御意見ございますか。

それでは、もし何か気がついたことがございましたら、後でも事務局にお寄せいただくということで、ただいまの御意見を参考にして最終的なとりまとめに向けて準備していただきたいと思います。

続きまして、中間とりまとめに対して関係団体から意見が上がっております。それについて事務局から説明をお願いいたします。

○楠目企画官 保育課の楠目です。よろしくをお願いいたします。

資料4をお願いいたします。保育所保育指針の中間まとめをおまとめいただいた以降に、関係の団体等に中間まとめを送付させていただきまして、意見等があればということで提出をお願いしていたところでございます。このほかにもいろいろ文言レベルや参考意見などもあるのですが、1団体、全日本自治団体労働組合（自治労）から御意見を文書の形でいただいておりますので、今回資料4として配付させていただいております。

内容については結構多くなっていますので、詳細は御参照いただければと思いますが、ポイント等について御説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ目をご覧くださいと思いますが、序章について御意見としては、背景事情について少し追加してはどうかという内容について御意見をいただいているところでございます。

「1. 保育所保育指針の改定の方向性」以降が、改定の中身にかかわる御意見ですが、まず、枠の中にあります1つ目の○をご覧くださいますと、これが中間まとめの文言なのですが、下線部分の表記を「必要である」という記載に変更するとか、表記についてより強いメッセージとなるようにしてはどうかというような御意見ですとか、その下についても表記や表現ぶりに関して、少し適正化を図ってはどうかという内容の意見が多く寄せられております。

そのほかの部分として、特にこういうことを追加してほしいということについて御紹介をしますと、2ページの(3)ですが、健康及び安全の記載について、子ども自身が危険を回避するための教育が必要ということも追加してはどうかという御意見をいただい

ております。

本日は、中間まとめは配付資料には入っていませんけれども、机上のファイルの一番上にとじてございますので、こちらも御参照いただきながら御意見を見ていただければと思います。

戻りますけれども、もう一つ追加してはということについては、3ページの下から4ページにかけて、放課後児童クラブ（学童保育）との連携などについても項目を追加してはどうかとの御意見をいただいております。

最後ですけれども、保育所保育指針の総則の中に、一人一人の人格が尊重される集団の中でという人権の尊重についての記載がございますけれども、これはかつて発出しております人権に関する保育についての通知の内容かと思っておりますけれども、こういったことを盛り込んでいただきたいという御意見をいただいております。

文言の修正等も含めて、本日、委員の皆様方からの御議論を踏まえまして、必要な事項については最終報告に反映させるようにしてまいりたいと思っておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○汐見委員長 自治労から寄せられている意見は大きく2つのパターンなのですが、1つは、記述で大事なところをもう少し強く強調してほしいというものが幾つかございました。

もう一つは、こういう項目について追加してはいかがかというものが2つございました。これについて御意見をいただきたいと思っております。率直に言ってくださって、また後でメールを下さっても結構なのですが、これは反映したらいいのではないかとか、これはこういうことなので必ずしも必要ないのではないかと御意見なのですが、清水委員、お願いします。

○清水委員 先ほど、言っていただきました2ページの「子ども自身が危険を回避するための教育が必要である」という部分ですけれども、現行指針の中に既に健康の領域の内容の⑨として「危険な場所や災害時などの行動の仕方がわかり、安全に気を付けて行動する」というのが入っていますので、最終とりまとめに反映すると、さらにそれを深める形といいますか、書くものが違う場所に出てくるといいますか、保育の内容と3章の4の両方の場所に出てくる形をとるということなのでしょうか。1つの中身については1つの場所にあるほうがしっかり読めるといいますか、意識しやすいかもしれませんし、複数の箇所にあるほうが意識しやすいのかもしれませんが、その辺はいかがでしょう。

○汐見委員長 ありがとうございます。既に5領域の内容の中に記述があるということと、今回、改定の趣旨の中で災害への備えについてもう少し強調するということがございまして、3章の中にその項目を新しくつくるわけですが、その中に書くとダブる可能性がある。記述の仕方を少し工夫しないと、同じことを2回書くというのは指針の文章としては余り美しくないといえますか、変に強調し過ぎるということも出てきますので、書くとしたら今の御意見だと改めて入れる必要はないということなのか、あるいは少し書き方を工夫して後ろにもう一回するかという、同じものが2回来るようにならないほうがいいとい

うことですね。

松井委員、お願いします。

○松井委員 香川大学の松井です。

今の清水委員の御意見に関しまして、私どもでも意見がございます。健康及び安全部分でのワーキングの中でこういった内容について話をしました。恐らくここでの意図というのは、遊びに関して安全を考慮する余り保育者の側が過剰に遊びを制限してしまったり、そもそも遊び自体もやめてしまうことが懸念されるということが文脈としてあったのかなと思います。この文言に関しては、遊びを保育者が回避するのではなくて、あくまで遊びをやる中で子どもが危険を回避するためのルール設定ですとか、伝えることがあるという意味合いがあるのかなと思いますので、その点も御考慮いただければいいのかなと思います。

○汐見委員長 ありがとうございます。

寺田委員、お願いします。

○寺田委員 関係団体からの意見の「3. その他の課題」のところについてですけれども、放課後児童クラブ（学童保育）との連携でございますが、保育所を卒園した子どもは小学校に入学するときに、入学の前恐らく4月1日から学童保育を利用しているのが現状だと思います。保育所と小学校との連携に加えて、学童保育、つまり放課後児童クラブとの連携も重要な課題であると考えますので、このような現状から、学童保育の状況は地域によってバラバラということもありますけれども、連携のあり方を一律に示すことは難しいかもしれませんが、例えば、保・幼・小連携の会議の中に放課後児童クラブの関係者も入っていただくとか、できるところから連携を深めていくことは可能ではないかと思います。実際に月に一度、同様の会議を現職時代に経験したことがございますが、それは両者の理解に大変効果のある会議であったと考えております。この意見に関しては前向きに御検討いただけたらと考えております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

では、橋本委員、お願いします。

○橋本委員 関西学院大学の橋本でございます。

いただきました御意見の2ページでございますが、保護者と家庭及び地域が連携した子育て支援の必要性について、御意見の中で現在、保護者支援の対応において、保育所や保育士に負担がかかっているということ、その軽減が求められるということに関しましては、私も同じ意見を持っております。それらのことを背景といたしまして、こちらの委員会では保育士が保護者支援の中で何をどこまで担うのかということが議論されてきたと思います。その1つとして、ソーシャルワーク機能をどうとらえるのかというお話がございまして、この委員会ではソーシャルワーク機能を保育所が担うのか、また外部のソーシャルワーク機能と連携しながらしていくのかに関しての結論まで到達しなかったということで、

このような「期待される」という表現になっていたかと思しますので、ここに関しましては、私はこのままでよいのではないかという意見でございます。

2つ目の地域の子育て支援の拠点的な役割に関しまして、幼保連携型認定こども園の教育・保育要領でも汐見委員長からも御意見がございましたが、地域の子育て支援におきましては、それぞれの地域特性ですとか、そこにある地域資源によって保育所が担う役割が変わってまいります。それぞれの地域の特性に応じて支援を展開していくということで、今後そこも検討課題という書き方でよいのではないかと私は考えております。

以上です。

○汐見委員長 ありがとうございます。

おっしゃるように、こうだと強く書けばもちろんいいのでしょうけれども、保育所のいろいろな仕事を逆にすごく増やしてしまうということが結果として起こることもありますので、私たちは慎重に書いたということで、今のような御意見を頂いたわけですが、新しいことについては、子ども自身が危険を回避するための教育が必要であるというのは、そのことによって遊びをどんどんシュリンクしてしまうようなことがないようにという文脈の中で、こういうことを生かすということだったらいいのではないかという御意見ですね。学童保育については、この趣旨は生かしていいのではないかということです。

阿部委員、お願いします。

○阿部委員 4ページの保育指針に盛り込んでいただきたいことの中に、一人一人の人権が尊重されるというところがあるのですが、文言はどうしていいかわからないのですけれども、例えば、児童福祉法が改定されて理念の中に子どもの権利条約などを踏まえるということが書かれたような気がするのですが、それを踏まえると、何がしかの形で保育所保育指針もそこを受けて表現していくというのが重要なこと。表現はよくわからないし、どう書いていいかわからないのですけれども。

○汐見委員長 わかりました。他のところで使われている文章で、これは保育指針でもうまく使えるということがございましたらいいのですが。

では、岡村委員、お願いします。

○岡村委員 全般にわたって、もう少し着実に取り組めるように「必要である」という表現にしたほうがいいと一つ一つが読み取れるのですけれども、確かにその意見の思いはわかるのですが、例えば、先ほどの地域の子育て支援との連携というところも、「保育所の拠点的な役割に関する事などについて」という言葉も、ある豊かさや広さを持っている言葉として必要なのではないかと。これを削ってしまって「深めていく必要がある」だけにしてしまうと、とても限定的になってしまう面があると思います。ですから、必ずしも「必要である」ということで全てを表すのは適当ではないと私は思います。

それから、職場における研修機会の確保についても「望ましいと考えられる」を「必要である」と変更したほうがいいという御意見なのですけれども、「こうした職員の研修機会の確保に取り組む必要がある旨を明らかにすることが望ましい」。ですから、取り組むこと

をここではうたっていて、その努力義務といえますか、そういう範囲で施設長の責任、職員の研修・資質向上ということに向き合いましょうということをやっているわけで、ここで何か規定しようということではないと思いますので、ここは「望ましいと考えられる」で十分ではないかと思います。

○汐見委員長 ありがとうございます。

砂上委員、お願いします。

○砂上委員 千葉大学の砂上です。

先ほど御指摘もありました4ページの「一人一人の人格が尊重される集団で中こそ」というところで、現行の指針では、子どもの人権の尊重というのが保育所の社会的責任という総則のところでは書かれているのですが、ここの主語が「保育所は、子どもの人権に十分に配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した保育を行わなければならない」とあります。既に御要望に合った意見は書かれているのですが、ここの主語が「保育所は」となってしまうので、保育士一人一人がふだんの保育の中でそのことをしっかり行うことが、解説までしっかり読めば当然わかることではあるのですが、子どもの人権を尊重するというときに、果たして「保育所は」という主語でいいのか検討が必要かと思えます。「保育士は」とか「職員は」も含めてしたほうが、具体性もより明確になるのではないかなというようにも少し感じますので、御検討いただけるといいかと思えます。

○汐見委員長 ありがとうございます。

現行の保育指針の総則の中には、今おっしゃっていただいたように、「子どもの権利」という言葉や「子どもの人権」、もう一つは「子どもの最善の利益」という言葉もきちんと位置づけられていますので、子どもの権利条約の精神についてはなるべく反映する形で書かれています。ですから、それを今、砂上委員がおっしゃってくださったように、主語を「一人一人の保育士は」というような形にするかどうかについてはまた検討するという事で、そういう御意見が出たということです。それは実際にいろいろ見てやってみないと、こうしたらいい、ああしたらいいというのはここでは決め切れませんので、事務局で一回可能かどうか検討していただくことになると思います。

では、大方委員、お願いします。

○大方委員 3ページの「(1)小規模保育・家庭的保育等への対応」で、現行は「望ましい」で、意見として「必要である」ということで、ぜひ「必要である」と同じであるという思いはありますけれども、必ずしも条件が一緒でないところもあって、その辺は余りきつく書き過ぎると逆に難しくなるところもあるのかなと思っていますので、限りなく条件が一緒ではないという前提、ただし、内容的・質的には子どもにとっては同じようなということで、少し書きぶりは丁寧なほうがいいかなと思いました。

それから、放課後児童クラブに関して先ほど寺田委員がおっしゃったことで、現実的には保育所の長時間化の中で小学校に行っても長時間を求められている保護者の御要望、6年生までということにどんどんなっているのですが、実際に既に保育所の中で学童保育的



に小学生の帰る場として受け入れているところと、小学校という学校教育のスペースの中でやっていच्छるところと多様な形があるので、連携することは望ましいと思いますけれども、連携をしなければいけないとなったときに、現状連携していきましょうという書きぶりなのか、連携しなければならないのか。やっていच्छる主体もさまざまなので、気持ちとしては私もぜひ記載してほしいという思いもありつつ、実態に基づいていかないと保育所が困る部分もあったりするのではないかと思いますので、そこはどこに入れるのかなという部分も若干あります。今後の課題としては、ぜひ必要な課題だと思っています。

○汐見委員長 ありがとうございます。

事務局が頭を悩ます点がふえてきたという感じがしますけれども、大事なポイントですね。

今の自治労の御意見に対しては、大体こういうふうに対応すればいいのではないかといいことで、もしまだ御意見がございましたら後で寄せていただくということで、今の御意見を踏まえまして、最終まとめに何らかの形で反映させていただくということでお願いしたいと思います。

最終まとめに向けては、関係団体と委員の皆様からもうちよっこはということがございましたら、どんどんお寄せいただきたいのですが、ことし中にまとめなければスケジュール的に間に合いませんので、今日は8月の中間まとめ以降、熟読してくださった中身とさまざまな意見についてどう反映するかについて御議論いただきました。それを踏まえて最終まとめにいかなければいけないのですが、今日の議題の2つ目のその他について、こういうことについても皆さん御承知おきくださいということを中心に、事務局から報告させていただきます。お願いします。

○楠目企画官 失礼します、保育課の楠目です。参考資料について御報告させていただきますと思います。

本日お配りしております参考資料1ですけれども、幼稚園教育要領の関係の動きといたしまして、幼児教育部会でも幼保連携型認定こども園教育・保育要領として特に配慮すべき事項も反映したものをどのようにするかという検討が10月31日に行われておりまして、その際の資料について御参考までに参考資料1に載せさせていただいておりますので、御承知おきいただければと思います。

続きまして、参考資料2-1～2-3についてでございます。参考資料2-1をご覧いただければと思いますが、保育士のキャリアパスに係る研修体系等の構築に関する調査研究事業ということで、保育所保育指針の改定に関する中間まとめの中でも、保育士のキャリアパスの明確化を見据えた研修機関の充実を図ることが、新しい5章を設ける際に課題として示されているところですが、より具体的に保育所のキャリアアップにつながるような研修体系・研修システムの構築について、こちらの調査研究で検討を並行して進めさせていただいております。参考資料2-1の下に記載しておりますが、秋田副委員長

を中心に清水委員にも御協力いただき、関係の保育団体や都道府県などにも御協力いただきながら、具体的な研修システムについて現在検討しているところでございます。そちらの中間まとめを10月31日付でまとめておりますので、今回御参考に配付させていただいておりますので、御承知おきいただければと思います。

御報告については、以上でございます。

なお、その他の事項ですが、次回開催日程につきましては、また後日改めまして御連絡をさせていただきたいと思っております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

○汐見委員長 この間の、指針を新たに策定しなければいけないというだけではなくて、保育士の処遇改善等の動きも活発に行われていますし、保育士養成課程等の見直しについても議論がまた再開されています。その中で出てきているのが、キャリアパスということです。ようやく本格的に保育士をどうグレードアップしていくのかについての案が出てきて、それと処遇改善等がどこかの形でリンクすることになっていくのだろうと思うのですが、私たちもそうなればなるほど、逆に保育者の社会的責任が増していくことになりから、その基本文書である指針の位置づけ、役割というものも自覚をしっかりとしていかなければいけない。何らかの形でどこかでリンクしていくのだと私は考えていますので、このことについてもよく御承知おきいただきたいと思います。

今日は、議題そのものは新たに議論するという事ではないので、解説とそれに対する御意見を中心にやっていただきましたけれども、来月いっぱいぐらいで大体最終まとめを持っていくと思っておりますので、何かお気づきのことや御要望はなるべく早く事務局に寄せていただければと思います。12月の中旬か下旬あたりになると思っておりますけれども、新たにもう一回議論していただくという機会がありますので、よろしく願いいたします。

今日は、どうもありがとうございました。